

堺市地域防災計画の修正案についてのご意見の要旨と本市の考え方

	ご意見の要旨	本市の考え方
1	地域防災のために、堺市域にある大阪府営公園を市に移管してください。	府営公園である大泉緑地、浜寺公園（本市域）は広域避難地として役割を担っています。なお、府営公園（広域公園）は、複数の市町村にまたがる広域のレクリエーション需要の充足を目的として、広域行政を担う大阪府が公園の設置・管理し、本市では街区公園・近隣公園など、より身近な公園を設置・管理しています。大阪府と本市が役割分担のうえ公園を管理しており、府営公園を本市に移管することは予定していません。
2	百舌鳥支援学校を土砂災害リスクや老朽化を鑑みて移転してください。	百舌鳥支援学校は、敷地の一部が「土砂災害警戒区域」に含まれていますが、移転などを勧告すべき「土砂災害特別警戒区域」とは異なり、避難体制を整備する区域となります。そのため、大規模災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、事前に施設の被災状況などを踏まえ、避難者の受け入れ可否を判断します。受け入れを可能とした場合も避難者には、警戒区域には近づかないよう周知することで、避難者の安全確保を図ります。
3	堺市から羽曳野市の西浦支援学校高等部に通学する生徒について災害が起きた際の連携について教えてください。 また、堺市の東区や美原区に居住する知的障害のある生徒の市立支援学校高等部を設置してください。	災害が起きた際は、大阪府と必要に応じて情報共有を行い、連携・協力しながら対応します。また、市立支援学校高等部の設置は、専門的な教育内容や施設整備、人材確保など多くの要素を満たす必要があり、特別支援教育における大阪府教育委員会との役割分担等も踏まえ慎重に検討する必要があると考えています。
4	令和8年4月に中区の宮園小学校内に開設される百舌鳥支援学校宮園分校について、中区の小中学生ではなく、他区の小中学生が通学対象になっています。地域防災を考える上で、通学区域を見直してください。	百舌鳥支援学校宮園分校を含む市立支援学校の通学区域は、府立支援学校高等部への進学を見据えたものとしているため、現時点において見直しは考えていません。

5	<p>堺市立小中学校の「完全バリアフリー化」を計画に盛り込んでください。</p> <p>また、堺市立小中学校のバリアフリーについて、進捗状況と今後の予定を教えてください。</p>	<p>本計画は、本市及び防災関係機関が、本市域に係る防災に關し処理すべき事務又は業務などを集大成する総合的かつ基本的な計画であるため、ご意見いただいた個別の施策を具体的に記載していません。</p> <p>なお、学校施設において、エレベータの設置や段差の解消、トイレのバリアフリー化などを進めており、今後も順次、教育環境の改善に向けた整備を進めます。また、こうした取組は避難所環境の向上にもつながるものと考えています。</p>
6	<p>地域防災のために、東区に警察署を設置してください。</p>	<p>警察施設の新設・増設などについては、大阪府警察が所管しており、地域ごとの治安情勢、人口構成、交通状況、地理特性その他事情を総合的に判断し、事業化の可否を検討されています。</p> <p>なお、黒山警察署が市内の東区、美原区を管轄しており、治安対策及び災害事象に的確に対応するために、平時からパトロール、訓練など本市に協力いただいている。</p>
7	<p>上町断層帯の周辺に今後新たな公共施設の建設を行わないように計画へ記載してください。</p>	<p>本市では、国土交通省が定める官庁施設関連基準（「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」）に基づき、大地震動などに対して官庁施設が確保すべき耐震安全性の目標を明確にし、その確保を図ることで、災害時行政機能が途切れることなく維持される体制を整えています。</p>

※1 提出された意見は適宜整理、要約しています。

※2 なお、堺市地域防災計画の修正案に關係する以外のご意見等については、ご意見の要旨や市の考え方を示しておりませんが、関係機関・関係部局と共有し、今後、取組を進める上の参考とさせていただきます。